

# 貸 借 対 照 表

(2010年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	13,541,428	流 動 負 債	6,767,639
現金及び預金	3,402	買掛金	5,498,456
売掛金	5,533,928	未払金	478,578
未収入金	71,659	未払費用	316,519
貯蔵品	2,170	未払法人税等	323,672
前払金	28,224	未払消費税等	28,674
前払費用	166,946	預り金	20,465
繰延税金資産	232,643	その他の流動負債	101,273
受注未成業務	857,509	固 定 負 債	1,049,736
預け金	6,633,944	退職給付引当金	940,234
その他の流動資産	10,998	役員退職慰労引当金	101,673
固 定 資 産	1,332,205	その他の固定負債	7,829
有形固定資産	176,976	負 債 合 計	7,817,376
建物	106,680	純 資 産 の 部	
工具・器具及び備品	59,158	株 主 資 本	7,056,258
リース資産	11,137	資本金	100,000
無形固定資産	176,149	利益剰余金	6,956,258
ソフトウェア	172,117	利益準備金	25,000
リース資産	2,992	その他利益剰余金	6,931,258
その他の無形固定資産	1,039	繰越利益剰余金	6,931,258
投資その他の資産	979,080	純 資 産 合 計	7,056,258
繰延税金資産	294,904	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,873,634
前払年金費用	393,667		
保証金	291,041		
負担金	3,446		
貸倒引当金	△3,980		
資 産 合 計	14,873,634		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針に係る事項の注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）によっております。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、見積り耐用年数によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間終了時点に実質残存価額となる定率法によっております。

なお、実質残存価額が零の場合については、リース期間終了時点に残存価額10%となる定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法によっております。

無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しております。

また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しております。

### (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

### (1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

#### (会計方針の変更)

従来、請負工事に係る収益の計上基準については、工事完成基準を適用しておりましたが当事業年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号（平成19年12月27日））及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第18号（平成19年12月27日））を適用し、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）をその他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、本基準適用による損益への影響は軽微であります。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっております。